

平成 25 年度  
第 1 回 堺市がん対策推進委員会 資料

日時：平成 25 年 7 月 9 日（火）14 時から

場所：堺市役所 本館 6 階 会議室

## 堺市がん対策推進条例

平成24年9月27日

条例第48号

がんは、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、今日その対策が市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。

がんとなって闘病することや不幸にしてがんによる死を迎えることは、個人の問題から事業者、行政及び地域にとっても切実な問題として捉えられるようになってきている。

このような現状に鑑み、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付け、がんに関する知識を深め、がんの予防や早期発見に努めるとともに、たとえがんに罹患したとしても、社会での役割を果たすことができ、人権が尊重され、お互いに支え合い、安心して暮らしていく地域社会を実現するため、市民総ぐるみによるがん対策の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、市のがん対策に関し、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務等を明らかにし、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見に資するとともに、科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を全ての市民が受けられるようにするための総合的な施策を推進することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、国、大阪府、医療機関、医療関係団体並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策推進に関する計画に基づき、地域の特性に応じた施策を策定するとともに、当該施策を実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療等（がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療をいう。以下同じ。）のほか介護、福祉、教育、雇用等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されるものでなければならない。

### (保健医療関係者の責務)

第3条 保健医療関係者（がん医療等に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながんに係る医療を提供するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 市内において事業活動を営む者（次項において「事業者」という。）は、従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等が定期的にがん検診を受けることができる環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、定期的にがん検診を受診するよう努めなければならない。

### (がん情報の収集と提供)

第6条 市は、がんの罹患、死亡等がん対策に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、関係機関と協力し、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する適切な情報の提供に努めるものとする。

3 市、関係機関及び市民は、がん対策に関する情報の共有化に努めなければならない。

### (がん予防の推進)

第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発
- (2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策
- (3) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策
- (4) 医療機関における喫煙者に対する禁煙支援及び生活習慣の改善のための指導の実施に対する支援

(5) 教育機関におけるがん予防につながる学習活動の充実

(6) 前各号に掲げるもののほか、がん予防のために必要な施策

### (がんの早期発見の推進)

第8条 市は、関係機関と協力し、がんの早期発見に資するため、有効性の確立したがん検診システムの構築を目標として、科学的根拠に基づくがん検診を計画的に実施することとし、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がん検診の実施体制の充実
- (2) がん検診の受診率向上のための施策
- (3) がん検診を受診する機会を確保するための施策
- (4) がん検診精密検査の体制の確立
- (5) がん検診の精度管理体制の充実及び精度管理指標の公表
- (6) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会の確保
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

### (がん医療の推進)

第9条 市は、大阪府及び専門的ながん医療を提供する医療機関と連携し、がん患者が等しくがんの病状に応じたがん医療を受けることができるよう、在宅医療を含めてその環境整備に努めるとともに、質の高いがん医療を提供するため、次の各号に掲げる施策の

推進に努めるものとする。

- (1) 厚生労働大臣が指定する地域がん診療連携拠点病院との連携
- (2) 大阪府が指定する大阪府がん診療拠点病院との連携
- (3) 前2号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携
- (4) がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するため、医療及び介護の提供体制の整備並びに地域包括支援センター等関係機関との連携
- (5) 繼続した医療、看護及び介護を提供するための地域連携クリニカルパスの普及並びに推進に必要な関係機関との連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の推進のために必要な施策  
(緩和ケアの推進)

第10条 市は、大阪府等と連携し、がん患者の身体的若しくは精神的苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図るため、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の研修
- (3) がんと診断された段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- (4) 緩和ケアに関する専門医療機関並びに緩和ケアに係る関係者及び団体との連携協力体制の整備
- (5) 在宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策  
(女性特有のがん予防の推進)

第11条 市は、女性に特有のがん(女性に多いがんを含む。以下この条において同じ。)対策に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) がんに罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 女性に特有のがんに係る検診の受診率の向上のための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがん対策を推進するために必要な施策  
(がん登録の推進への協力)

第12条 市は、大阪府が実施する地域がん登録の推進に協力するものとする。

(がん患者等への支援)

第13条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化
- (2) がん患者及びその家族等で構成される団体その他の団体が、他のがん患者等に対して、自らの経験等を生かして行う活動の支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の支援のために必要な施策  
(堺市がん対策推進委員会)

第14条 がん対策の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査し、及び

審議するため、堺市がん対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、がん対策の推進に関する施策の実施状況について調査し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) がん患者及び家族等で構成される団体に属する者
  - (2) 保健医療関係者
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。  
(市民総ぐるみによるがん対策の推進)

第15条 市は、保健医療関係者、がん患者等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を市民総ぐるみで推進するものとする。  
(施策の見直し)

第16条 市長は、がん対策の推進に関する計画及び施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(財政上の措置)

第17条 市は、がん対策に関する各種施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

## 堺市がん対策推進委員会規則

平成24年12月28日

規則第133号

### (趣旨)

第1条 この規則は、堺市がん対策推進条例（平成24年条例第48号）第14条第7項の規定に基づき、堺市がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができます。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

### (会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員及び関係者の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長及びその指名する1人の委員が署名しなければならない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康医療推進課において行う。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

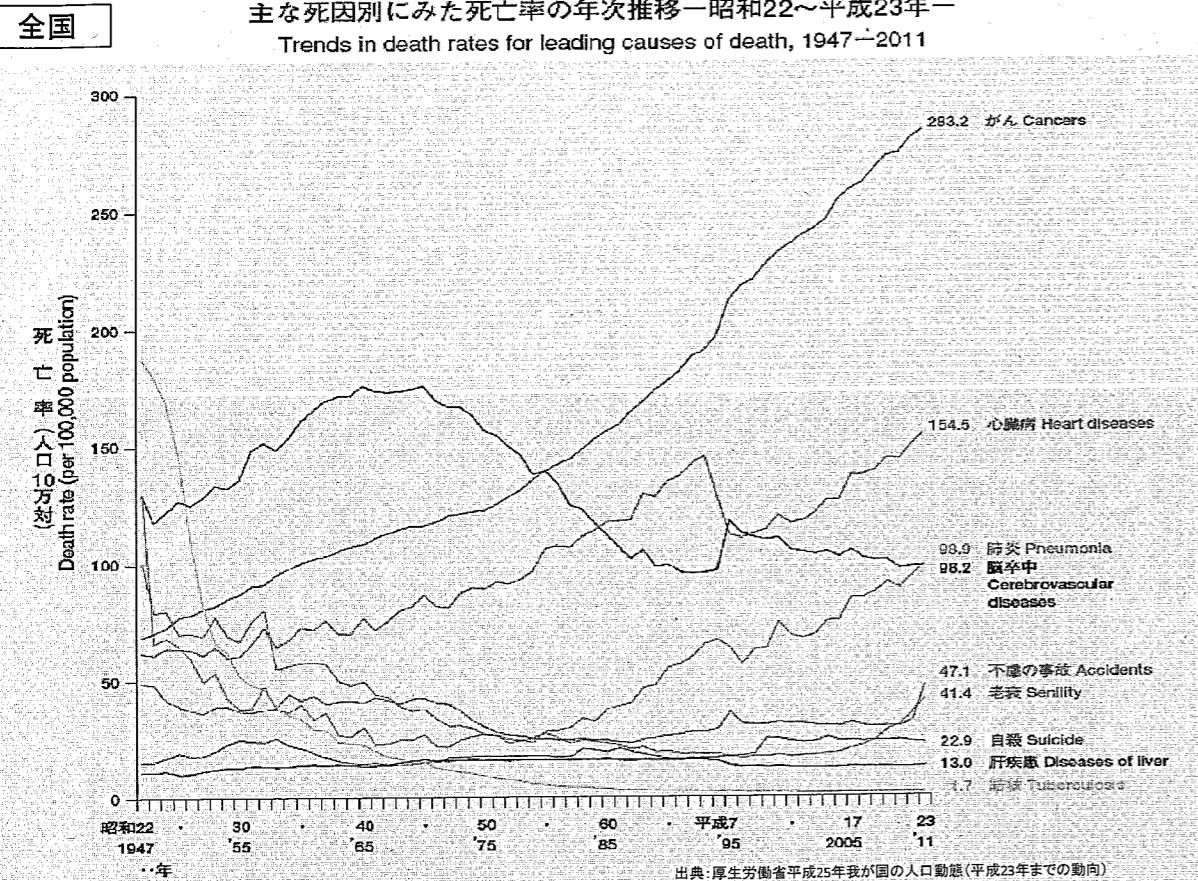
### (施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

### (経過措置)

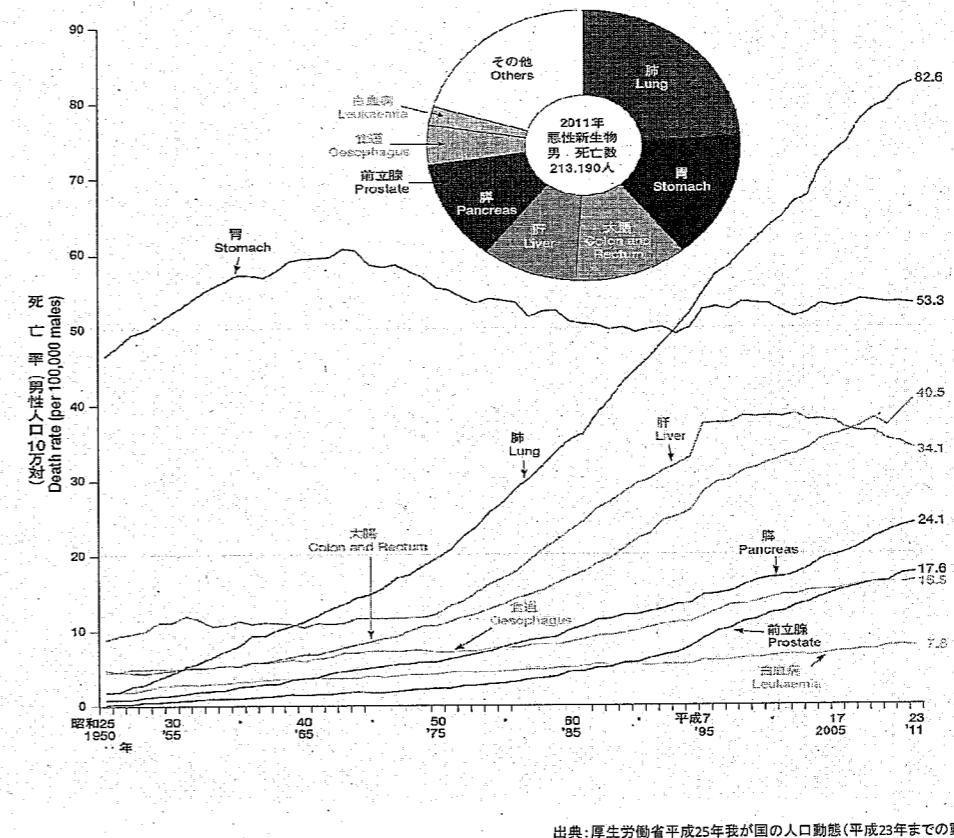
2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## がんの現状について【平成23年人口動態調査結果】



全国

部位別にみたがんの死亡率の年次推移, 男—昭和25～平成23年—  
Trends in death rates for cancer by site, Male, 1950–2011



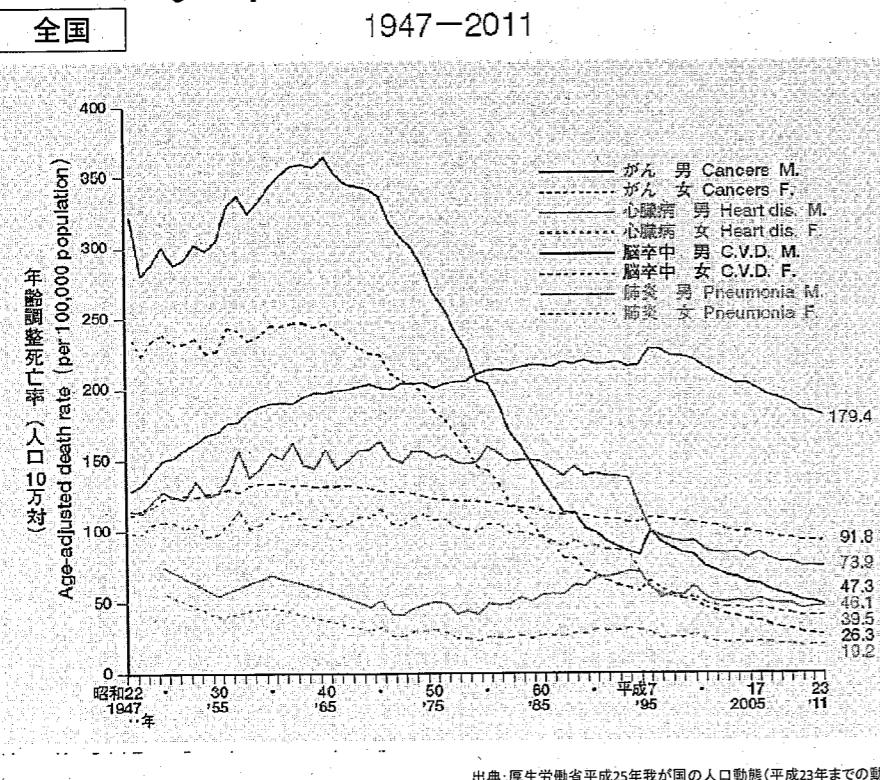
平成23年における男のがんの死亡数は21万3190人、死亡率(男性人口10万対)は346.9である。

部位別に死亡率の年次推移をみると、肺がんは一貫して上昇を続けており、5年には胃がんを抜いて第1位となり、引き続き上昇している。

4年まで第1位であった胃がんは昭和43年をピークに低下傾向が続いているが、平成6年から上昇傾向となり、近年は横ばいとなっている。

大腸がんは上昇を続け、19年に肝がんを抜き第3位となり、上昇傾向にある。その他の部位では、上昇傾向であった肝がんは、近年は横ばいから低下傾向で推移しているが、膀胱がん、前立腺がんは上昇傾向にある。

## 主な死因別にみた性別年齢調整死亡率の年次推移 —昭和22～平成23年— Trends in age-adjusted death rates for leading causes by sex, 1947–2011



上のグラフの平成23年の主な死因別の死亡率(人口10万対)をみると、がん283.2、心臓病154.5、肺炎98.9、脳卒中98.2、不慮の事故47.1などとなっている。

年次推移をみると、がんは一貫して上昇を続け、昭和56年以降死因順位の第1位となっている。

心臓病は昭和60年に第2位となり、その後も上昇していたが、平成6、7年には急激に低下した。9年からは再び上昇傾向となっている。

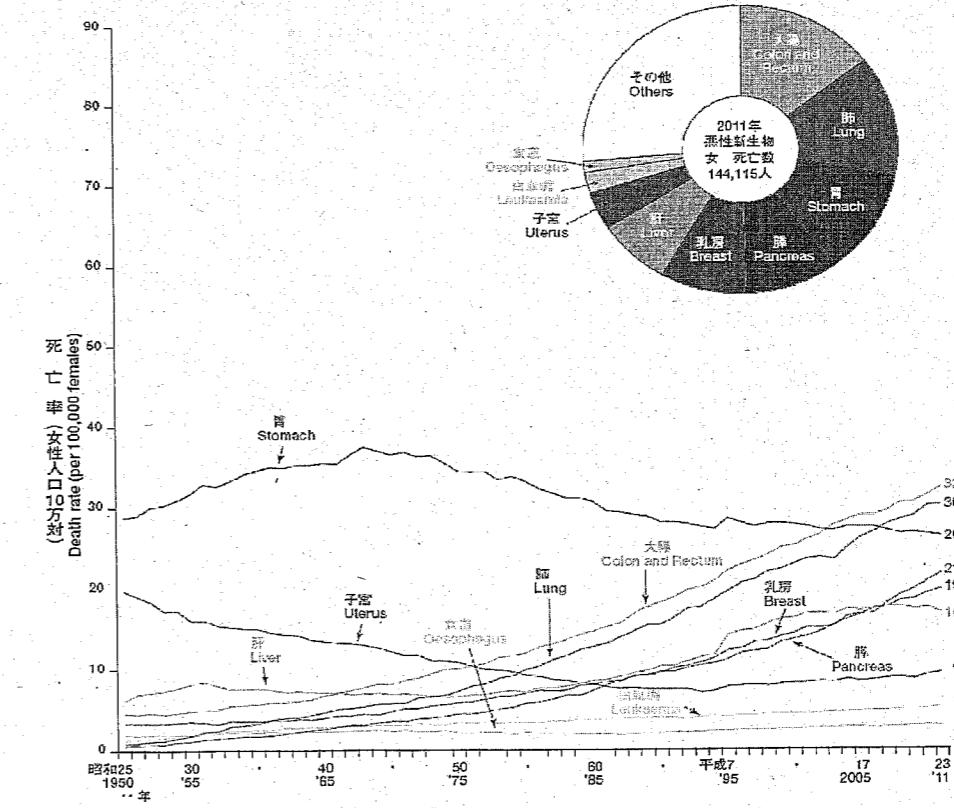
肺炎は昭和22年以降下傾向であったが、48年以降は上昇傾向に転じ、平成23年には脳卒中を抜いて第3位となった。

左のグラフは、年齢調整死亡率です。

死亡の状況はその集団における人口の年齢構成に影響されるので、その年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率で主な死因の年次推移をみると、近年は総じて下傾向にある。

全国

部位別にみたがんの死亡率の年次推移, 女—昭和25～平成23年—  
Trends in death rates for cancer by site, Female, 1950–2011



平成23年の女のがんの死亡数は14万4115人、死亡率(女性人口10万対)は222.7である。

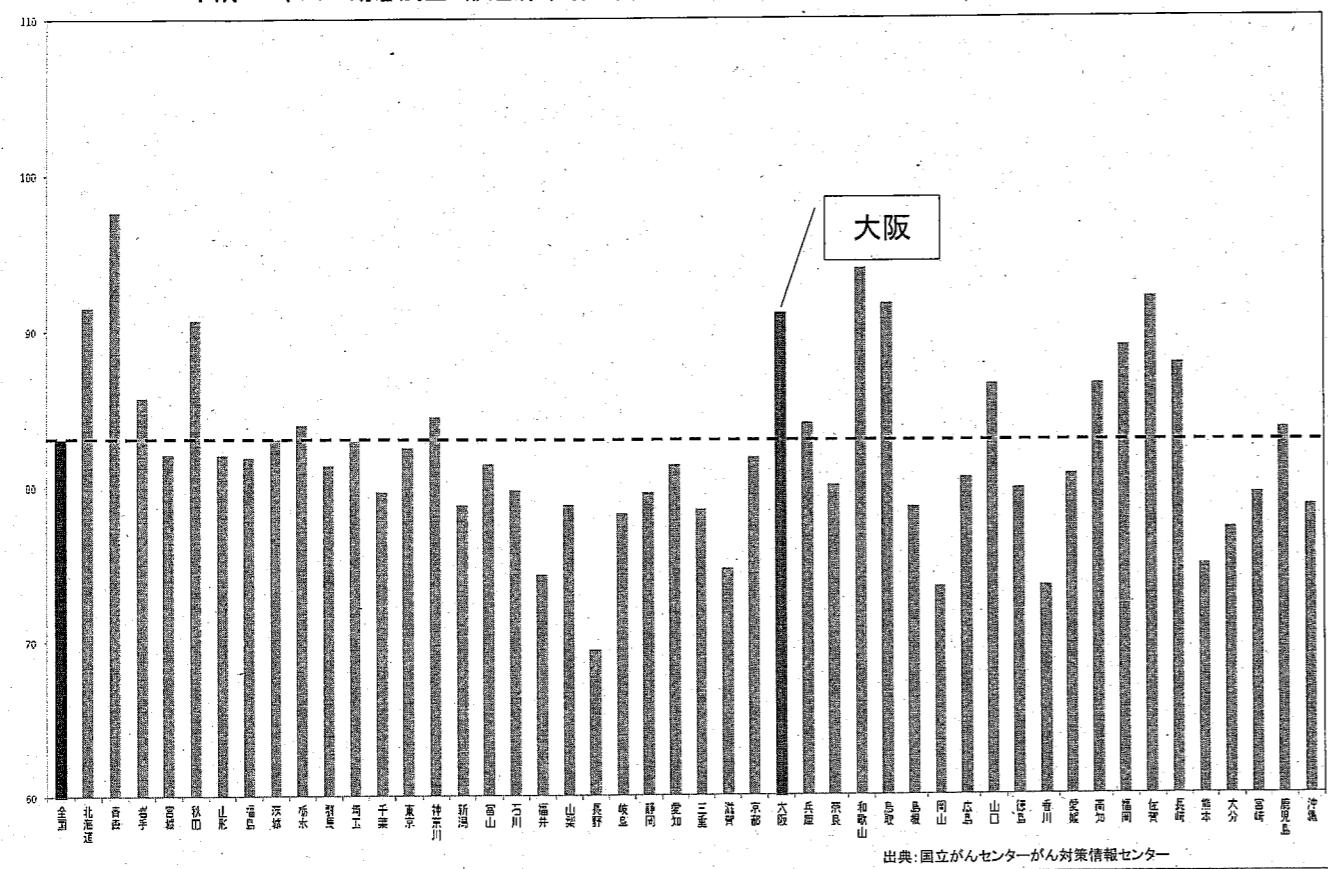
部位別に死亡率の年次推移をみると、一貫して上昇を続けていた大腸がんは、平成15年に胃がんを抜き、以降第1位となった。

19年には、同様に上昇を続けていた肺がんも胃がんを抜いた。

膀胱がん、乳がんは上昇し続けており、また、子宮がんも近年緩やかな上昇傾向にある。

## 大阪府

平成23年人口動態調査 都道府県別 悪性新生物 75歳未満年齢調整死亡率推移（男女計）



## 堺市

地域保健・健康増進事業報告 がん検診受診率 単位:%

西暦	2007	2008	2009	2010	2011
平成	19	20	21	22	23

全国

胃	11.8	10.2	10.1	9.6	9.2
大腸	18.8	16.1	16.5	16.8	18.0
肺	21.6	17.8	17.8	17.2	17.0
乳房	14.2	14.7	21.0	19.0	18.3
子宮	18.8	19.4	16.3	23.9	23.9

大阪府

全国47都道府  
県中順位(H23)

胃	6.8	5.5	5.9	5.4	5.3	44位
大腸	13.7	11.4	12.7	11.0	12.7	43位
肺	8.4	8.5	9.8	7.9	8.1	43位
乳房	9.8	10.9	19.0	16.0	16.1	35位
子宮	17.8	17.8	12.3	21.9	22.2	36位

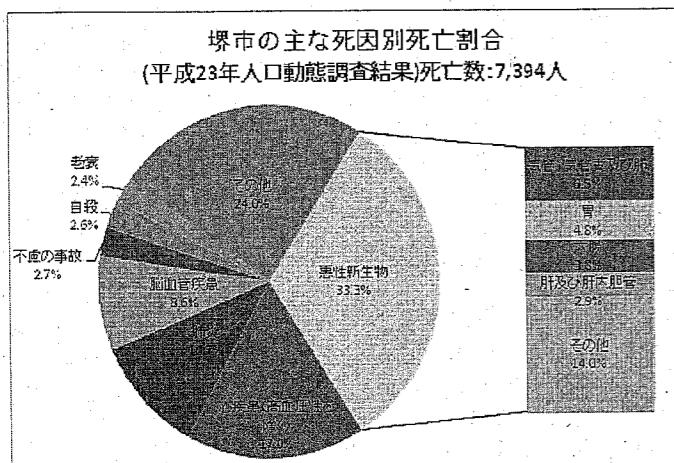
堺市

府下43市町村 20政令指定都市  
中順位(H23) 中順位(H23)

胃	4.0	3.8	3.9	3.8	3.6	37位	14位
大腸	13.8	10.4	10.8	10.9	12.9	22位	13位
肺	4.0	3.4	3.8	3.8	3.7	37位	11位
乳房	14.8	15.8	21.7	19.1	18.1	21位	8位
子宮	19.8	20.8	17.4	23.7	22.8	18位	7位

## 堺市

標準化死亡比(SMR)



堺市の主な死因別死亡割合では、国と同様の傾向を示しており、死因順位の第1位は悪性新生物【全死亡者に占める割合は33.3%】、第2位は心疾患【17.0%】、第3位は肺炎【10.7%】となっている。

悪性新生物の部位別では、「気管、気管支及び肺」、「胃」、「大腸」、「肝及び肝内胆管」の順となる。

また、左の表の全国や大阪府との比較では、標準化死亡比(全国を1とした場合の死亡率の比較)では、大阪府の平均より低いものの、全国平均より高い状態となっている。

	H15~H19	
	男	女
全国	100.0	100.0
大阪府	112.2	110.3
堺市	111.5	109.1

※人口動態統計特殊報告悪性新生物総数

死因別標準化死亡比(SMR)（悪性新生物）大阪府計を「1.000」とした場合

	H19~H21		
	計	男	女
全部位	0.988	0.987	0.997
食道	1.043	0.973	1.432
胃	1.039	1.058	1.013
大腸	0.985	0.977	0.998
肝臓	0.938	0.984	0.895
胆のう	0.917	0.872	0.963
脾	0.988	0.962	1.021
気管気管支肺	0.996	1.015	0.964
乳房	1.012	-	1.005
子宮	0.972	-	0.963
白血病	1.014	1.005	1.034

※大阪府における成人病統計第64報

がん検診の受診率の状況では、全国、大阪府、堺市ともに、乳がん、子宮がんの受診率が増加傾向にある。

全国都道府県との比較では、大阪府の受診率は、全国最低水準の受診率となっており、堺市は胃がん、肺がんが大阪府の平均を下回っている。

堺市と他の政令指定都市との比較では、胃がん、大腸がん、肺がんが低い受診率となっている。

# 国及び府のがん対策の動向について

## がん対策推進基本計画の概要

### 趣旨

がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という）は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき政府が策定するものであり、平成19年6月に策定され、基本計画に基づきがん対策が進められてきた。今回、前基本計画の策定から5年が経過し、新たな課題も明らかになっていることから、見直しを行い、新たに平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにするものである。これにより「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負ることのない社会」を目指す。

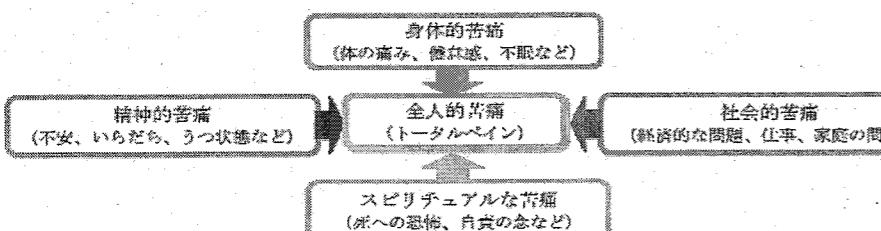
### 第1 基本方針

- がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施
- 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
- 目標とその達成時期の考え方

### 第2 重点的に取り組むべき課題

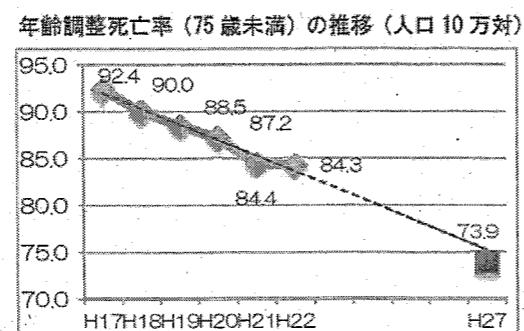
1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成  
がん医療を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、チーム医療を推進し、放射線療法、化学療法、手術療法やこれらを組み合わせた集学的治療の質の向上を図る。
2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進  
がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの提供体制をより充実させる。
3. がん登録の推進  
がん登録はがんの種類毎の患者の数、治療内容、生存期間などのデータを収集、分析し、がん対策の基礎となるデータを得る仕組みであるが、未だ、諸外国と比べてもその整備が遅れており、法的位置付けの検討も含めて、がん登録を円滑に推進するための体制整備を図る。
4. ④働く世代や小児へのがん対策の充実  
我が国で死亡率が上昇している女性のがんへの対策、就労に関する問題への対応、働く世代の検診受診率の向上、小児がん対策等への取組を推進する。

### がん患者の抱える様々な痛み



### 第3 全体目標（平成19年度からの10年目標）

1. がんによる死者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
2. 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
3. ④がんになっても安心して暮らせる社会の構築  
(裏面に続く)



### 第4 分野別施策と個別目標

1. がん医療
  - (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進  
3年内に全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備する。
  - (2) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成  
がん医療を担う専門の医療従事者を育成し、がん医療の質の向上を目指す。
  - (3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進  
5年内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。3年内に拠点病院を中心とした緩和ケアチームや緩和ケア外来の充実を図る。
  - (4) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築  
3年内に拠点病院のあり方を検討し、5年内にその機能をさらに充実させる。また、在宅医療・介護サービス提供体制の構築を目指す。
  - (5) ④医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組  
有効で安全な医薬品を迅速に国民に提供するための取り組みを着実に実施する。
  - (6) その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）
2. がんに関する相談支援と情報提供  
患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。
3. がん登録  
法的位置付けの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。
4. がんの予防  
平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年者の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。
5. がんの早期発見  
がん検診の受診率を5年内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。  
※健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定に当たっては、海外諸国との比較等も勘案し、40～69歳（子宮がんは20～69歳）を対象とする。  
※がん検診の項目や方法は別途検討する。※目標値については、中間評価を踏まえ必要な見直しを行う。
6. がん研究  
がん対策に資する研究をより一層推進する。2年内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。
7. ④小児がん  
5年内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。
8. ④がんの教育・普及啓発  
子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。
9. ④がん患者の就労を含めた社会的な問題  
就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

### 第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による都道府県計画の策定
3. 関係者等の意見の把握
4. がん患者を含めた国民等の努力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定
7. 基本計画の見直し

## 第二期 大阪府がん対策推進計画の概要

### 第一期計画策定の背景

#### ■大阪府がん対策推進条例（H23.4 施行）の趣旨を踏まえた第二期計画づくり

##### 【目的】

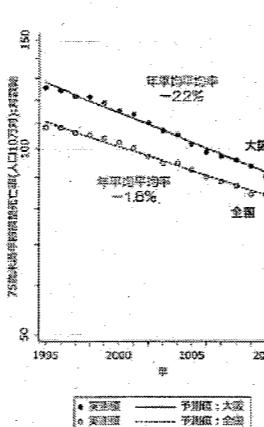
がん対策に関し、府、保健医療関係者及び府民の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見に資するとともに、科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療を提供する体制の整備を促進

##### 【主な内容】

- ◆がんの予防につながる学習活動の充実・推進（第6条）
- ◆計画組織化されたがん検診の充実（第7条）
- ◆患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進（第9条）
- ◆肝炎ウイルス検診の推進（第10条）
- ◆女性に特徴的ながん対策の促進（第11条）
- ◆小児がんの実態把握、小児がん医療向上（第12条）

### ■府の現状

#### ◆がんの75歳未満年齢調整死亡率（10万対）

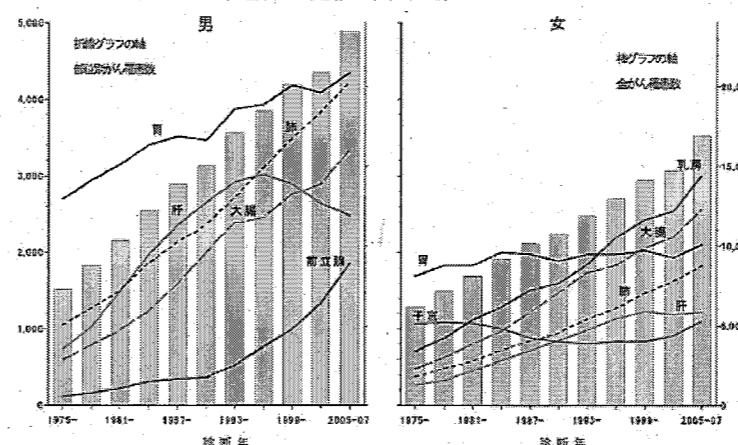


#### ◆大阪府のがん死亡率は全国より高い直線推移

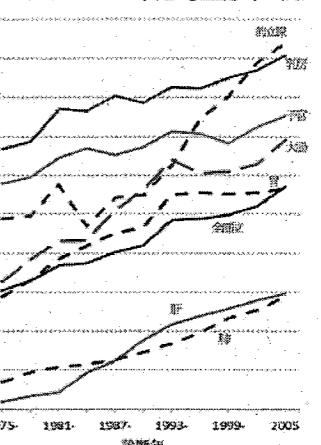
#### ◆減少の程度は大阪府の方が大きい

#### ◆全国より高い三大要因は、胃、肝、肺がん

#### ◆がんの罹患数の推移（年平均）



#### ◆がんの5年相対生存率（%）



- ◆がんの5年相対生存率は多くの部位で向上
- ◆府の生存率は他都道府県と比べて低い傾向

### 基本方針など

#### 【基本方針】

- ①がん患者を含めた府民の視点に立ったがん対策の実施
- ②重点的に取り組む課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施

#### 【全体目標】

- ①がんによる死亡（死亡率）の減少  
→75歳未満年齢調整死亡率30%減少
- ②すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
- ③がんになっても安心して暮らせる社会の構築

#### 【計画期間】

平成25年度～29年度（5年間）

#### 【計画の検証】

- ◆進歩状況については、毎年、大阪府がん対策推進委員会に報告
- ◆必要に応じ、計画期間が終了する前であっても計画を見直し

### がん予防の推進

#### ◆たばこ対策等の推進

- ①正しい知識の普及啓発
- ②禁煙サポートの推進
- ③受動喫煙防止の推進

第2次大阪府健康増進計画の中で位置付け

#### ◆がんの予防につながる学習活動の充実（※）

（目標）がんについての正しい知識を身につけるための教育活動の実践

#### ◆女性に特徴的ながん対策の推進（※）

- 子宮頸がん予防と早期発見の推進
- （目標）子宮頸がん検診の普及啓発

### がんの早期発見

#### ◆がん検診の充実

- ①精度の均一化
  - ②受診率の向上
  - ③がん検診の普及啓発
- （目標）市町村における精密検査の受診率が許容値を超えるがん検診受診率（府独自で根拠に基づき目標値を設定）  
胃 40%・大腸 30%・肺 35%・乳 40%・子宮頸 35%

#### ◆肝炎肝がん対策の推進

- ①肝炎ウイルス検診の推進と肝炎ウイルス陽性者に対する支援の充実
  - ②肝炎ウイルス陽性者に対する治療体制の充実
  - ③情報提供・普及啓発の推進
- （目標）精密検査受診率80%・治療完遂率80%など

### 分野別施策

### がん医療の充実

#### 【1】医療提供体制の推進

##### ◆医療機関の連携・協力体制の整備

- ①がん拠点病院を中心とした連携体制の強化
  - ②地域の実情に応じた地域連携バスの推進
- （目標）がん拠点病院を中心とした地域連携体制の推進など

##### ◆集学的治療の推進

- ①がん拠点病院を中心とした集学的治療の推進
  - ②人材育成
  - ③先進的ながん医療の取組の推進
- （目標）専門的人材の育成など

##### ◆緩和ケアの普及

- ①普及啓発
  - ②がん拠点病院を中心とした緩和ケア提供体制の推進
  - ③人材育成
- （目標）正しい知識の普及啓発など

##### ◆在宅医療提供体制の推進

- ①地域医療連携の推進
  - ②人材育成
- （目標）在宅医療提供体制の充実、人材育成

（※）印は、第二期計画からの新規項目

### 重点

#### ◆がんに関する情報提供・相談支援

- ①情報提供の充実
  - ②相談支援機能の充実
- （目標）府民目線の情報提供の推進  
相談支援機能の向上と府民への周知

#### ◆小児がん対策の充実（※）

- ①実態把握の促進
  - ②小児がん医療水準の向上
  - ③情報提供・相談支援の充実
- （目標）小児がん医療提供体制の推進

#### 【2】評価体制の推進

##### ◆がん登録の充実

#### 【3】その他

##### ◆難治性がん、稀少がんについてなど（※）

### がん対策の新たな試み

#### ◆患者・家族との意見交換

#### ◆就労支援をはじめとする社会的な問題に関するニーズ・課題の把握と取組方策の検討（※）

#### ◆大阪府がん対策基金について（※）

# 堺市がん対策推進条例について

## 背景

本市のがん対策については、「がん対策基本法(平成18年6月23日法律第98号)」が成立し、「がん対策推進基本計画(平成19年策定)」及び大阪府の「大阪府がん対策推進条例(平成23年4月施行)」「大阪府がん対策推進計画(平成20年策定)」に基づき取組んでいる。

このような状況の中、近年、がん対策に対しての取組みをより一層強化するため、法による条例制定義務はないが、都道府県や政令指定都市などがん対策に対しての条例を制定する機運が各地で高まっている。また、平成24年6月には、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として次期「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。

## 経過

平成24年7月中旬 提案4会派を代表した方より所管部局(健康部健康医療推進課)へ  
現行制度との齟齬がないかの確認  
医療関係者等の意見聴取

8月28日 議会運営委員会にて4会派(公明党堺市議会議員団、  
大阪維新の会堺市議会議員団、ソレイユ堺、自由民主  
党・市民クラブ)提案

9月27日 本会議(採決)「堺市がん対策推進条例」制定  
平成25年1月1日 「堺市がん対策推進条例」施行

# 堺市がん対策推進条例の概要

## 条例の主な内容

### 1 目的【第1条】

市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、科学的知見に基づく適切ながん医療を全ての市民が受けられるようするための総合的な施策を推進する。

### 2 責務(市、保健医療関係者、事業者、市民)【第2、3、4、5条】

#### ○市

国、府等と連携をはかり、がん対策推進に関する計画に基づき、地域の特性に応じた施策を策定し、その施策を実施する義務を負う。

#### ○保健医療関係者

保健医療関係者は、市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながんに係る医療を提供するよう努めなければならない。

#### ○事業者

従業員及びその家族にがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、定期的にがん検診を受けることができる環境の整備に努めなければならない。

#### ○市民

喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣やウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等、がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、定期的にがん検診を受診するよう努めなければならない。

## 堺市がん対策推進条例【平成25年1月1日施行】

### 総合的ながん対策を推進

- ・がんへの正しい知識の普及をはじめ、市、保健医療者、事業者、市民への責務を明確化、予防のための検診の周知の強化、科学的根拠に基づく検診の実施、府などと連携した医療提供体制の整備、患者支援など新たながん対策を市民総ぐみによっての推進。

### がん対策を含めた健康づくり施策の推進

- ・「堺市がん対策推進委員会」を設置し、がん対策に関する重要事項を審議する。また、がん対策を含め本市として取組んでいる「新健康さかい21」の計画の実現に向けての取組みを強化。

## 本市の施策

### 1 がん予防・早期発見・情報提供【第6、7、8条】

#### ○予防施策を推進

- ・喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣やウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発
- ・医療機関における喫煙者に対する禁煙支援及び生活習慣の改善のための指導の実施に対する支援の推進
- ・教育機関におけるがんの予防につながる学習活動の充実と推進

#### ○早期発見の推進

市は、関係機関と協力し、がんの早期発見に資するため、有効性の確立したがん検診システムの構築を目標として、科学的根拠に基づくがん検診を計画的に実施し、次に掲げる施策を推進するものとする

- ・がん検診の実施体制の充実
- ・がん検診の受診率向上のための施策
- ・がん検診精密検査の体制の充実及び精度管理指標の公表
- ・がん検診の資質の向上を図るための研修

#### ○がん情報の収集と提供

- ・がんの罹患、死亡等、がん対策に資する情報を収集し、市民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療並びに患者支援に関する適切な情報を提供するよう努める

### ①がんの予防・啓発と推進体制の整備

府・医療機関・事業者と連携を深め、効果的な施策を推進し、受診率向上及び健康推進施策の充実強化を行う。

- ・がんに関するわかりやすい情報の提供
- ・がん対策推進キャンペーンの実施
- ・受動喫煙防止対策
- ・事業者と連携した健康づくりへの取組み強化
- ・がん対策推進委員会などの運営

### ②がんの早期発見

- ・がん検診の重要性の啓発、受診しやすいがん検診実施及び充実

「市民の健康と命を守る施策」  
の推進により、がん死亡者の減少と中長期的な医療費の削減を実現

### ④各種健康づくり計画との連携

- ・「新健康さかい21」などの健康づくり関係の計画と連携を強化

### ③がん医療・緩和ケアの推進

- ・府・医療機関との連携による医療体制の整備や患者負担の軽減

## 本市の施策

### 2 がん医療・緩和ケアの推進【第9、10条】

#### ○がん医療の推進

- 市は、府及び専門的ながん医療を提供する医療機関と連携し、がん患者が等しくがんの病状に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、在宅医療を含めてその環境整備に努めるとともに質の高いがん医療を提供するための施策を推進に努めるものとする
- がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するため、医療機関及び保険薬局をはじめとする全ての医療関係機関と介護保険事業所など医療と介護の提供体制の整備と地域包括支援センターなど関係機関との連携
- 継続した医療、看護、介護を提供するため地域連携クリニカルパスの普及並びに推進に必要な関係機関との連携

#### ○緩和ケアの推進

- 市は、府等と連携し、がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為(以下「緩和ケア」という。)の充実を図る施策の推進に努めるものとする
- がんと診断された段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- 緩和ケアに関する専門医療機関並びに緩和ケアに係る関係者及び団体との連携協力体制の整備
- 在宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

### 3 がん患者等への支援【第13条】

市は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、施策の推進に努めるものとする。

## がん対策推進体制

### 1 堺市がん対策推進委員会の設置【第14条】

がん対策の重要事項について、市長の諮問に応じて調査し、及び審議するため、堺市がん対策推進委員会を置く。委員は、がん患者及び家族等で構成される団体に属する者、保健医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。運営等必要な事項は、別途がん対策推進委員会設置規則により定める。

平成24年 9月27日 制定  
平成25年 1月 1日 施行

がん対策の現状と課題及び今後の方向性について

局	部	課	事業名	事業概要	区分	平成24年度当初予算(千円)	平成25年度当初予算(千円)	今後の取組み(方向性など)	備考
総務局	行政部	総務課	受動喫煙防止策	本庁舎東玄関横の喫煙所を撤去し、本庁舎南東側に新設。(日本たばこ産業株式会社の協力による。)	がん予防の推進	-	-	本庁舎玄関への煙の流入を防ぎ、受動喫煙防止に努める。	
環境局	環境事業部	環境業務課	路上喫煙等対策事業	○路上喫煙禁止の啓発 巡視員による路上喫煙等禁止区域内での指導啓発・過料徴収、広報紙・ホームページへの掲載、関係機関へのチラシ配架、交通機関等へのポスター掲示、懸垂幕、横断幕、バナーの掲出、区民まつり等における啓発など	がん予防の推進	28,923	17,578	路上喫煙禁止区域外の主要駅頭における啓発活動回数の拡大及び、路面標示・バナーの増設を行う	事業費全体
健康福祉局	生活福祉部	保険年金管理課	国保人間ドック	30歳から74歳の国保被保険者を対象に人間ドックを実施。検査項目に胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がんを含んでいる。	がんの早期発見の推進	188,369	192,357	前年度に引き続き、しおりやホームページで人間ドック事業を被保険者へ周知し、ガンの早期発見の機会を設ける。	
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども育成課	妊娠婦・乳幼児等の保健指導	禁煙啓発・受動喫煙防止対策のパネル展示及びチラシの作成と配布、配架	がん予防の推進	-	-	禁煙や受動喫煙の防止について啓発を進める。	
健康福祉局	健康部	健康医療推進課	各種がん検診	次の対象年齢の市民に各種がん検診を実施 ・胃がん検診:40歳以上 ・肺がん検診:40歳以上 ・大腸がん検診:40歳以上 ・子宮がん検診:20歳以上の偶数年齢の女性 ・乳がん検診:30~39歳、40歳以上の偶数年齢の女性 ・総合がん検診:40歳以上	がんの早期発見の推進	678,453	738,481	市民にとって受診しやすい健診体制を整えると共に、受診率の向上をめざす。	
			子宮頸がん予防ワクチン接種事業	子宮頸がん予防ワクチンの接種	がん予防の推進	195,128	161,961	子宮頸がんの正しい知識の普及と予防接種の勧奨を強化する。	
			健康推進・がん対策推進事業	・啓発イベントの開催(ピンクリボンキャンペーン等) ・企業等との協定やパートナー制度の導入による連携 ・保健事業案内の配布(広報さかいへ折り込み) ・患者等による講演 ・がん診療拠点病院等との連携	がん予防の推進	9,761	17,741	がんの正しい知識の普及啓発を強化し、がん予防の推進を図る。 また、医療機関などと連携を図り、緩和ケアの推進、相談窓口への情報提供、患者等への支援を行う。	がん医療の推進、緩和ケアの推進、がん患者等への支援を含む
			健康支援事業	・禁煙啓発、受動喫煙防止対策のポスター、チラシの作成及び配布	がん予防の推進	2,959	2,862	禁煙啓発を推進すると共に受動喫煙の防止対策についても啓発を進める。	

がん対策の現状と課題及び今後の方向性について

局	部	課	事業名	事業概要	区分	平成24年度当初予算(千円)	平成25年度当初予算(千円)	今後の取組み(方向性など)	備考
産業振興局	商工労働部	雇用推進課	就職困難者のための就労相談	働く意欲・希望がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないいる就職困難者等を支援するため、地域の関係機関との連携のもと各種支援を展開し、雇用・就労につなげ、一人ひとりの自立・就労を支援する。	がん患者等への支援	14,693	14,693	継続実施	がん治療のために離職した方が、治療によって就業可能となり、かつ本人が就労意欲を持つ場合等
			労働相談	解雇、賃金未払問題等に関する相談	がん患者等への支援	7,581	7,831	継続実施	がん治療等のために病気欠勤、離職問題が生じた場合等
			SCKサービスセンター事業	会員制により市内中小企業の勤労者と事業主に対し総合的な福祉事業を提供する一環として、人間ドック補助を実施。	がん予防の推進	70,442	65,178	継続実施	堺市から補助を行っている公益財団法人堺市労働者福祉サービスセンターの事業として実施。予算額は全体の補助金総額。
建設局	公園緑地部	各公園事務所	公園施設管理	禁煙看板の設置	がん予防の推進	-	-	受動喫煙の防止について啓発を進める。	
		各保健センター	健康支援事業	対象者へ、直接がんに関する予防教育・受診勧奨 ・中学校保護者(参観時キャラバン)へ直接勧奨 ・所内事業にて勧奨:3歳児健康診査来所の保護者等 ・妊婦面接・子育て広場・高齢者サロン・胃がん検診時等禁煙・受診勧奨勧奨	がんの早期発見の推進	-	-	受診勧奨啓発媒体を作成(自転車前かご等を活用)	
			成人保健指導事業	がん検診受診の啓発活動 ・HC、区役所、図書館、商業施設等の情報コーナーでの啓発活動。(ポスター掲示、パンフレットの配布) ・商業施設や健康フェスティバル等でのイベント、啓発展示 ・職域との連携…企業と連携を図る ・学校との連携…学校保健連絡会、参観日、懇	がん予防の推進	-	-	今後もさまざまな機会をとらえ、がんの正しい知識の普及啓発を行い、がん予防の推進を図る。	
			組織育成事業 介護予防普及啓発事業	身体活動の推進によるがん予防、健康的な食生活の推進によるがん予防 ・ウォーキング・体操・食生活のグループの育成・継続支援 ・運動の啓発 (啓発リーフレット・広報・HP・ウォーキングマップ等) ・運動・栄養に関する健康講座 ・校区活動・所内保健センター事業	がん予防の推進	-	-	関係機関等連携により定年退職者等をターゲットにPR強化	

がん対策の現状と課題及び今後の方向性について

局	部	課	事業名	事業概要	区分	平成24年度当初予算(千円)	平成25年度当初予算(千円)	今後の取組み(方向性など)	備考
		各保健センター	健康増進栄養事業	がんを含めた生活習慣病予防に関する食事指導 ・堺市健康づくり食生活改善推進協議会の活動支援 ・食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成 ・健康増進のための調理講習会の実施 等	がん予防の推進	-	-	がん予防を含めた栄養・食生活に関する知識や情報をヘルスマイトに提供し、適切な地域活動が行われるように支援する。	
堺市教育委員会事務局	学校教育部	生徒指導課	がんに関する教育	がんに関する正しい知識や予防について理解し、適切な対応を身に付けるため、小学校6年保健領域及び中学校3年保健分野の学習の年間指導計画に、「がんに関する教育」を位置づけ、指導資料を活用し、授業を行う。	がん予防の推進	-	-	各学校において、適切に実施されているかを把握する。	
がん対策関連事業予算 計						1,196,309	1,218,682	がん対策に関連する予算のみ記載することが出来ない予算額を含む	